

2026 年 9 月 9 日

お客さま各位

豊橋商工信用組合

手形・小切手の全面的な電子化対応における各種規定の改定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当組合では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを進めており、その一環として、当座勘定規定等の関連規定を下記のとおり改定いたします。

なお、本規定はすでに該当のお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定
- (3) 通知預金規定
- (4) 定期預金共通規定
- (5) 定期積金規定（スーパー積金）

3. 主な改定内容

- (1) 手形・小切手の振出期限の設定
- (2) 他行を支払人または支払場所とする手形・小切手等の預金入金扱いの受付終了

4. 新旧対照表

別紙 1. 当座勘定規定

別紙 2. 普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定

別紙 3. 通知預金規定

別紙 4. 定期預金共通規定

別紙 5. 定期積金規定（スーパー積金）

以 上

(当座勘定規定 新旧対照表)

新	旧
第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものは受け入れません。</u> 第7条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 第8条（手形、小切手用紙） ① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 第7条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 第8条（手形、小切手用紙） ① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。

新	旧
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

(普通預金(無利息型普通預金を含む)、納税準備預金、貯蓄預金共通規定 新旧対照表)

新	旧
1. (証券類の受入れ) (1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	1. (証券類の受入れ) (1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。

(通知預金規定 新旧対照表)

新	旧
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(定期預金共通規定 新旧対照表)

新	旧
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(定期積金規定(スーパー積金) 新旧対照表)

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、当組合を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受け入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。